

FUND
REPORT

寄付に関するお知らせ

イノベティブ・カーボンニュートラル戦略ファンド

「イノベティブ・カーボンニュートラル戦略ファンド」（以下「当ファンド」）は2021年3月30日に設定され、世界の取引所に上場している株式から、主として脱炭素化社会実現に向けた取組みやイノベーションに貢献する企業、あるいはその恩恵を受けることが期待される企業の株式に投資を行っています。

今般、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、当ファンドを通じて得られた報酬の一部を、下記の通り寄付しましたことをお知らせいたします。

2団体に寄付を実施しました

三井住友DSアセットマネジメント株式会社（委託会社）

寄付額：15,000,000円（1団体あたり 7,500,000円）

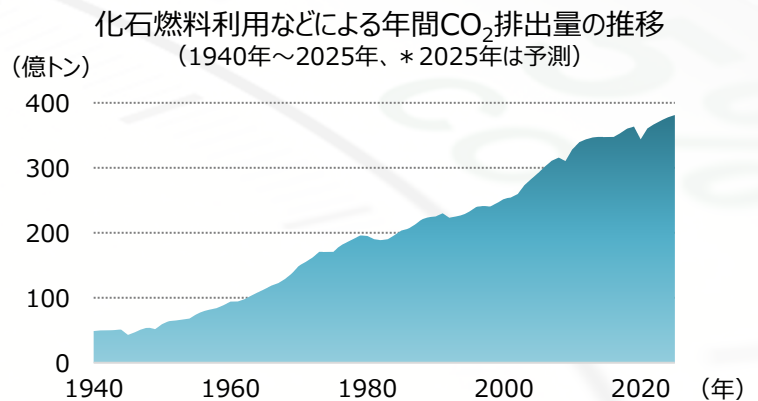
寄付先：国立研究開発法人理化学研究所

公益財団法人 地球環境産業技術研究機構

（※寄付先の概要は2ページをご参照ください。）

寄付実施日：2026年5月15日

2024年11月にCOP29（国連気候変動枠組条約第29回締約国会議）が開催されました。**2035年までに少なくとも、気候変動対策資金として、年間3,000億米ドルを拠出する途上国支援目標を決定**するなど脱炭素化社会の実現に向けて国際的な取組みが進展しています。



（出所）ヴォヤIM、Statista

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、当ファンドにおける寄付等の取組みを通して、世界が直面する脱炭素問題の解決に、金融を通じて貢献できるよう努めてまいります。

- ※ 寄付先の上記2団体は、特定の商品と何ら関わりはなく、保証・推奨を行うものではありません。
- ※ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、今後、寄付の金額変更、中止、寄付先の変更等を行う場合があります。
- ※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- ※ 上記は寄付等に関する過去の実績および当資料作成時点の方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。方針は、今後予告なく変更する場合があります。

寄付先のご紹介

団体名 国立研究開発法人理化学研究所

概要

1917年に設立。
最先端の科学技術をリードする我が国の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、数理・情報科学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めています。
国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」および温室効果ガス排出ゼロを目指す「パリ協定」を指標としながら、カーボンニュートラルの実現につながる研究等に取り組んでいます。

団体名 公益財団法人 地球環境産業技術研究機構

概要

地球環境の保全に資する産業技術に関する研究開発、調査研究等を行うとともに、これらに関する情報の収集・提供等を行っています。
革新的な環境技術の開発、二酸化炭素（CO₂）吸収源の拡大を国際的に推進する中核的研究機関として1990年7月に設立されました。

カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、企業や家庭から出る二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等と相殺して実質的な排出量をゼロにすること。「カーボンゼロ」とも呼ばれる。



- ※ 寄付先の上記2団体は、特定の商品と何ら関わりはなく、保証・推奨を行うものではありません。
- ※ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、今後、寄付の金額変更、中止、寄付先の変更等を行う場合があります。
- ※ 上記は寄付等に関する過去の実績および当資料作成時点の方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。方針は、今後予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. イノベティブ・カーボンニュートラル戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界の取引所に上場している株式から、主として脱炭素化社会実現に向けた取り組みやイノベーションに貢献する企業、あるいはその恩恵を受けることが期待される企業の株式に投資を行います。
 - 預託証券（DR）、上場投資信託証券にも投資を行う場合があります。
 - 企業の成長見通し、財務健全性、バリュエーション等の分析・評価を行い、銘柄選択を行います。
2. テクノロジー・イノベーションとグリーン・エネルギーに関連する企業の投資戦略に強みをもつ、ヴォヤ・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシーが実質的な運用を行います。
 - マザーファンドの運用にあたっては、ヴォヤ・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 - 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社は、「投資判断におけるサステナビリティ要素の考慮の手法」と「運用戦略におけるサステナビリティ要素の重要度」を基に、サステナブルプロダクトを認定し、このうち、「ポジティブスクリーニング」、「ESGテーマ型」および「インパクト」に分類したファンドを「ESGプロダクト（ESG投信）」と定義しています。

ファンドの運用戦略は、特定のサステナビリティ課題・テーマを設定し、それらに貢献する企業等を投資対象としている「ESGテーマ型」に分類されると委託会社が認定しており、「ESG投信」に該当します。

委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

委託会社のサステナブルプロダクト認定基準およびモニタリング状況については、以下をご覧ください。

<サステナブルプロダクト認定基準>

https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/

<モニタリング状況>

[https://www.smd-](https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf)

[am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf](https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf)

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

【分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、特定のESGテーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のESGテーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該ESGテーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2021年3月30日設定）

決算日

毎年4月7日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、配分方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨークの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.925% (税抜き1.75%)の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社SMBC信託銀行</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>ヴォヤ・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシー</p>

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	日本STO協会	一般社団法人	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○			
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○				○	
株式会社イオン銀行（仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○					※1
株式会社SBI新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○				○	※1
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					※2
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○				○	
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第2号	○				○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○				○	※2
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○					
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○					
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○				○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○				○	※2
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○				○	※2
アルプス中央信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第251号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号						
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第25号						
白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第36号						

備考欄について

※1：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社※2：ネット専用

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本S T O協会	備考
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号					
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号					
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○				
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○				
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○				
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第50号					
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○				

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見直しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2026年5月15日